日の出町認知症高齢者にやさしいお店登録事業実施要綱

令和元年７月29日

告示第26号

（目的）

第１条　この要綱は、日の出町内の店舗が認知症高齢者にやさしいお店として店づくりに取り組んでいただくことにより、高齢者や認知症の人（以下「高齢者等」という。）が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことにより認知症になっても大丈夫と思える町づくりの推進を目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1)　認知症高齢者にやさしいお店（以下「やさしい店」という。）

店員のおおむね１割以上又は店長等が認知症サポーター養成講座（以下「認サポ講座」という。）を受講し、高齢者等に対して優しい接客により高齢者等が利用しやすい店づくりに取り組み、温かい目で地域の高齢者等の見守りに協力可能な店舗。

(2)　認知症サポーター

日の出町（以下「町」という。）、日の出町キャラバンメイトが協力して開催する認知症の基本的な知識や対応を学ぶ認サポ講座を受講した人。

(3)　認知症高齢者にやさしいお店ステッカー（以下「ステッカー」という。）当該店がやさしい店である旨を表示するステッカー。店はステッカーを店頭又は店内に掲示すること。

（登録）

第３条　やさしい店に登録を希望する店舗は、日の出町長（以下「町長」という。）に日の出町認知症高齢者にやさしいお店登録申請書（様式第１号）を提出しなければならない。

２　登録の前提として、店員のおおむね１割以上又は店長等が認サポ講座を受講していなければならない。ただし、受講予定年月が確定している場合は、受講前に登録申請することを妨げない。

３　町長は登録申請を受けて当該店をやさしい店として登録し、当該店に日の出町認知症高齢者にやさしいお店登録証（様式第２号）（以下「登録証」という。）とステッカーを配布する。

（支援）

第４条　町長は、やさしい店について、町のホームページ、広報等により広く周知するとともに、認知症支援に係る情報提供その他の必要な支援を行う。

（変更・中止の届出）

第５条　登録された店舗は事項に変更があった場合には、日の出町認知症高齢者にやさしいお店変更・中止届出書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第６条　町長は次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1)　やさしい店が、第２条第１項第１号に規定する要件に適合しなくなったとき。

(2)　その他町長が適当でないと認めたとき。

２　町長は、前項の規定により登録を取り消したときは、日の出町認知症高齢者にやさしいお店取消通知書（様式第４号）により、当該店舗に通知するものとする。

３　第１項の規定により登録を取り消された店舗は、速やかに登録証を返還しなければならない。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。